

子ども手当及び児童手当に関する調査結果

要約版

平成22年1月

全国市長会

1 調査目的

子ども手当について、平成22年度は暫定措置として児童手当と併給することとされ、未だ制度の全容が明らかにされておられません。支給事務を担う自治体としては、窓口の混乱や事務負担増等が懸念される所です。

そこで、本会は、現時点において想定される事項等について、調査を実施し、以下のとおり取りまとめました。

2 調査対象

政策推進委員会委員市
及び
社会文教委員会委員市
(計83市)

3 調査期間

平成22年
1月5日～1月20日

4 調査方法

調査表を郵送し、回答票をEメールにより回収した。

5 回答率

95%
83市中79市から回答を得た。(1/20現在)

照 会 先

全国市長会 社会文教部
TEL:03-3262-2318

目 次

1 手続きについてP.1
○ 申請に関する主な意見等	
○ 監護者の特定に関する主な意見等	
○ 支給の方法に関する主な意見等	
2 財政措置についてP.7
○ システム改修費等の事務費や人件費に対する財政措置に関する主な意見等	
○ 財政措置に関するその他の意見等	
3 スケジュール、広報体制についてP.10
○ 平成21年度第2次補正予算案、平成22年度予算案及び関連法令の成立時期等の関連で6月支給実施に向けた事務遂行上のスケジュールに関する主な意見等	
○ 広報に関する主な意見等	
4 子ども手当支給に関連する事項についてP.12
○ 子ども手当支給と子育て関係費用（保育料・給食費等）との関連についての主な意見等	
○ 寄付制度との関連についての主な意見等	
5 平成23年度以降も含め、制度の在り方全般についてP.14

1 手続きについて

申請に関する主な意見等

1 新年度の人事異動に伴う住民異動の繁忙期等を勘案し、受給者に過度な負担をかけない簡便な制度設計を行うとともに、自治体の事務処理負担が増大しないよう配慮すること、など

- 子ども手当創設に伴う新規の申請につきましては、制度の周知期間や新年度の人事異動に伴う住民異動の繁忙期等を勘案し、申請が遅れても4月分から給付が受けられるように余裕のある申請及び認定期間を設定していただきたい。
また、現行の児童手当受給者に対する移行手続きについては、不要若しくは通知のみとするなど事務の簡素化を図っていただきたい。
- 児童手当の受給者については、中学生の児童の確認は公簿で行い申請を省略するなど、受給者の利便を図るとともに、自治体の事務処理負担の軽減を図っていただきたい。
- 簡便化を図り、現在児童手当認定中の児童の分は子ども手当の認定がされたものとみなすこと。
- 申請方法は、受給者や市町村事務の負担軽減を考慮し決定すること。
- 子ども手当の基準日が4月1日となる場合、転入・転出が集中する時期なので、住民に負担がかかる。
例えば、児童手当と同様の取扱いの場合、4月1日以降に転出した場合は、4月分は従前地で5月分から転出先で支給するようになる。転出前に従前地で子ども手当の申請をしてない場合は、再度従前地で申請を行うようになる。 など

2 現在、児童手当認定中の児童については子ども手当の認定がなされたものとみなし、子ども手当の創設に伴い新たに対象となる児童の場合のみ申請書を受け付け、6月の現況届を省略するなど申請事務の簡便化を図ること、など

- 児童手当の受給者については、中学生の児童の確認は公簿で行い申請を省略するなど、受給者の利便を図るとともに、自治体の事務処理負担の軽減を図っていただきたい。
- 児童手当受給者で子ども手当を受給する資格がある者については別途新規に申請せずとも受給できることが望ましい。また、児童手当と二重の事務が発生しないようにするべきである。
- 簡便化を図り、現在児童手当認定中の児童の分は子ども手当の認定がされたものとみなすこと。
- 現在の児童手当受給者については移行をし、新規や新しく対象児童となる場合のみ申請書等を受け付けるという方向で進めていただきたい。
- 現在の児童手当受給者については、今後の子ども手当及び児童手当の申請を不要としてほしい。
- 自治体、住民双方の負担を軽減するため、すでに児童手当の受給者となっている人は、子ども手当としての申請は必要ないように措置を講じて欲しい。 など

3 周知期間が少ないので、申請に間に合わない場合や窓口での申請事務の混乱などが予想されるため、十分な申請・認定期間を設定し、猶予期間や遡及対応を可能にするなど、申請者に負担が生じないよう配慮すること、 など

- 現在のように核家族化が進み共働き世帯が増加している状況で、猶予期間のない申請主義を貫くことは、過度の負担を申請者に強いることとなります。平成22年度の経過措置ではなく申請に対する猶予期間を設けるべきであると考えます。
- 平成22年度から子ども手当の新規の対象となる受給者の申請について、周知期間が短いことから申請に間に合わない方も出ることが予想されるため、猶予期間を設定していただきたい。（9月までの申請は4月分から支給するなど）
- 申請に係る猶予期間を設けていただきたい。
- 児童手当の対象になっているが申請していなかった（申請漏れ）の者に対しても、2010年9月30日までの申請猶予期間は適用されるのか。 など

4 新規子ども手当の申請者については、申請時において、監護者の特定も可能となるような申請書式とし、6月の現況届を省略すること。

また、申請者に誤解を与えないよう、申請書式については「子ども手当」と表記するとともに、児童手当を含む支給月額が1人当たり13,000円であるということも明示するなど申請者に理解しやすいものとする、など

- 子ども手当、児童手当の併給制度は申請者にとって理解しがたいので、申請書書式の表示項目は、「子ども手当・児童手当」表記ではなく「子ども手当」表記とすること。
- 児童手当を受給していない者で、新たに子ども手当の受給者となるものについては、6月の現況届を省略できるよう定めてほしい。
- 現況届（毎年の更新）を省略または簡素化する。
- 現況届については、所得制限がなくなったことから、その内容を簡素化し、中学生の児童については現況届自体の省略も認めるなど、事務手続の簡素化にご配慮願いたい。など

5 平成22年度の児童手当地方負担分の算定については、算定事務の負担が増大しないよう配慮すること、 など

- 現行の児童手当を前提とすると、「所得額」及び「被用者・非被用者」の別を確認する必要があることから、受給者及び自治体に多大な負担がかかるので、両者の負担が軽減されるような制度設計をお願いしたい。
- 平成22年度の児童手当分の地方負担については、平成21年度実績での算定としてほしい。（所得判定の負担が大きい為。） など

1 監護者の特定については、事務の効率化を図る観点から、客観的に監護の事実を確認できる基準を設けること、など

- 受給者となる者の条件を具体的かつ明確にすること。公簿等により客観的に判断できることを条件にするよう望む。
- 現在は所得制限があるため、父母で所得の高い方を監護者として主に申請を受付けてきたが、子ども手当は所得制限が無いため、父母どちらを監護者とするか、国の基準を明確にしてほしい。
- 児童手当においては、受給者の監護などの認定に時間を要しており、所得制限が無くなっても大幅な事務の削減には繋がらない。子ども手当の受給認定作業においては、簡素化が図られる形での制度設計をお願いしたい。 など

2 父母が離婚を前提に別居をしている事例等が増えていることから、監護者の特定に苦慮している実態を踏まえ、DV被害、離婚を前提とした別居及び施設入所児童等に係る監護者の特定基準を明確に示すこと、など

- 受給資格者の決定は国が示したガイドラインを基に市町村が父母の監護・生計要件を確認し判断することになっている。児童手当において父母が離婚を前提とした別居をしている事例が増えており、市町村において監護・生計要件を判断することが難しくなっているため、監護者の特定については、児童と同居することを原則とするなどの判断基準を示すこと。
- 児童手当以上に明確な判断基準の提示をいただきたい。
- 監護者特定の判断基準を示してほしい。
- DV被害、離婚前提の別居及び施設入所児童に係る監護者の特定について、判断基準を示してほしい。 など

1 支給方法については、原則口座振込とするとともに、子ども手当と児童手当を合算して振込をするなど市町村事務の軽減に配慮すること、など

- 市町村事務負担軽減の観点から、児童手当制度と同じく申し出の口座に振り込むことが適切と考える。
- 口座振込みを原則としてほしい。
- 児童手当で使用している口座を継続使用できるようにするなど市町村の事務を軽減するような制度を希望する。
- 子ども手当と児童手当を合算し、一人の受給者に対して一件の振込みで処理をできるようにできないか。
- 子ども手当と児童手当が併存するだけに、児童手当の受給者に対しては、混乱が生じないよう適切な支給方法をお示しいただきたい。受給者にとっては子ども手当として一本化した金額を受給する方がより解りやすいと考える。 など

2 支給時期については、6月、10月、2月の3回の定期支給を原則としつつ、平成22年度に限り6月支給に間に合わない場合には、6月支給分を10月支給に振り替えることなど柔軟な対応を可能とすること、など

- 支給期月については、6月期、10月期、2月期の年3回の定期支給を原則としつつ、平成22年度に限り6月期支給分の10月期支給を認める等、柔軟な対応を可能に
- システムの改修、申請、支払の手続きが物理的に6月支給に間に合わしていただきたい。ない場合は、児童手当の支給も含めて遅らせることも可能としていただきたい。 など

2 財政措置について

システム改修費等の事務費や人件費に対する財政措置に関する主な意見等

1 システム改修費をはじめとする事務費等については、各自治体で導入メーカーが異なることから、地域の実態を踏まえ、超過負担が生じることのないよう全額国庫負担とすること、など

2 早急にシステム開発を行う必要があることから、平成21年度第2次補正予算及び子ども手当に係る仕組を早期に決定すること、など

- 平成22年度は児童手当と子ども手当が混在するために、複雑なシステムの構築が必要となる。また同一委託業者でも市町村ごとにシステムの内部における設定の仕方（住基システム等との関係等）が異なるため、人口按分では予算が不足することも予想される。必要に応じた追加の財政措置を希望する。
- 平成22年6月支給のためのシステム改修等、事前準備期間が数ヶ月しか無いことから、平成21年度第2次補正予算について、早期に可決させること。
また、平成22年度予算についても、地方自治体の平成22年度当初予算に反映させるため、早期に可決させること。
- 6月支給実施に向けて、早急にとりかかる必要があるのがシステム開発となる。したがって、平成21年度第2次補正予算の成立及び平成22年度子ども手当の制度構築を早急にお願いしたい。
- システム経費については、定額補助を検討しているようだが、各自治体で導入メーカーが異なり、システム改修等に必要な経費が異なるため、全額国庫負担とすべきである。
- 関係法令について、早期成立を目指し制度を早急に示してほしい。 など

3 子ども手当事務取扱交付金については、事務処理上は児童手当と一体であることから現行児童手当から移行する受給者を含むすべての受給者を対象とした経費を補助すること、など

- 子ども手当事務取扱交付金については、現行児童手当から移行する受給者を含むすべての受給者に子ども手当の事務が発生するので、経費については受給者全員を対象とするべきである。
- 事務取扱交付金経常経費分について、子ども手当による受給者の増分に係る経常経費だけを対象経費とする考えのようであるが、事務処理上一体で処理しなければならないため、事実上の仕分けは困難である。子ども手当の処理に要する経費であれば、交付申請額の範囲内で全額を対象経費として扱えるようにしていただきたい。 など

4 平成23年度以降の制度変更に係るシステム改修費をはじめとする事務費や人件費等については全額国庫負担とすること、など

- 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、地域主権の理念を前提に国と地方の役割分担を明確にしていきたい。その上で、子ども手当のような全国一律の現金給付については、事務費を含め国が全額負担することを求めます。
- 自治体での準備開始が4月では、6月中の支給に間に合わない恐れがあります。「平成21年度中に準備のために要した経費」に対しても財政的な措置を講じていただきますようお願いいたします。また、平成23年度にも制度内容が変わるため、その際にもシステム改修費等の事務費が発生することが見込まれます。その費用に対する財政措置も講じていただきますようお願いいたします。
- 人件費を含む事務費について全額国庫負担としていただきたい。
- 子ども手当の事務経費については、全額国庫補助を要望します。（平成23年度以降も）
- 子ども手当制度全般について地方負担が発生しないようにされたい。 など

子ども手当及び児童手当地方特例交付金については、地方に負担を強いることのないよう配慮すること、など

- 児童手当の費用負担において、所得制限廃止に伴う地方負担増については、新たな地方特例交付金により措置するものとされているが、実質的な負担増とならないよう明確な措置をお願いしたい。
また、地方特例交付金を算出するために、新たな事務負担が生じることのないようお願いしたい。
- 地方特例交付金では、所得制限の廃止などに伴う地方負担の増分について、所得階層や人口の年齢構成などの地方都市の実態を反映して算定を適正に行い、実質的な地方負担が増とならない制度設計をしていただきたい。
- 現況届において所得の確認をしないのに、児童手当該当者のうち所得オーバー分はどのように把握し算出するのか明確に回答願いたい。また、所得制限撤廃によって生じる新たな地方負担に対する国の補填について、その交付基準等をお示しいただき、地方負担がないように特段の配慮を願いたい。 など

3 スケジュール、広報体制について

平成21年度第2次補正予算案、平成22年度予算案及び関連法令の成立時期等の関連で6月支給実施に向けた事務遂行上のスケジュールに関する主な意見等

現場においては、事務処理体制の確立に多大な時間を要するため、事務処理ガイドライン等を早期に示すこと。

また、6月支給の実施が困難な場合には、窓口の混乱を回避する措置として支給時期を延期するなどの柔軟な対応を可能とすること、など

- 現在の国の予算及び関連法令の成立を前提に6月支給を実現するためには、約2ヶ月間のうちに全ての事務処理を完了しなければならないと思われま。また、同時に児童手当の支給事務を行わなければならないと混乱が予想されます。
支給方法との関連で10月期支給を可能にするなど柔軟な対応を検討していただきたいと考えます。
- 受給者の不利益とならないように事務が遂行できるよう、予算および法案成立後の速やかな情報提供をお願いしたい。
- 子ども手当関連法案の成立から6月支給までの期間が短すぎるため、早急に事務手続き方法を示して欲しい。
- 子ども手当市町村事務処理ガイドラインを早急に示して欲しい。 など

住民及び現場に混乱を生じさせないよう、国は、あらゆる広告媒体を利用した広報活動を積極的に展開されたい。

また、問い合わせ対応のコールセンターの設置や周知用のパンフレット(外国語版含む)の作成など総合的な支援体制を充実させること、など

- 市民も子ども手当に関する情報が曖昧で、本当に貰えるものなのか、いつから貰えるか等の不安を抱えている方もおります。厚生労働省HPに子ども手当関連情報を掲載するなどして広報、周知活動に勤めてほしい。
- 制度周知の時間が限られることから、市民においても円滑な申請・交付が図られるのか不安であることから、詳細な制度内容について国においても広報を実施されたい。
- 支給対象児童が中学生まで拡大されることに伴い、学校等を通じて、幅広く周知を図ることが必要となる。6月支給実施まで、期間が限られていることから、新聞紙上等を介してわかりやすい制度説明を行う等の手法の検討もお願いしたい。また、学校等を通じて、パンフレットやチラシの配布も想定されるが、全国一律の制度であり、早急に周知を図るために、国において統一的なものの作成をお願いしたい。
- 問い合わせ対応も全国統一フリーダイヤルによるコールセンターを設置すること。
- 子ども手当に関する内容の案内については、全国で統一されていることが望ましいことから、全国共通のパンフレット等について、作成につき、ご配慮願いたい。
また、平成22年3月には制度周知のための広報が必要となることから、その経費(平成21年度経費)について財政支援をお願いしたい。
- 周知用リーフレットについては、外国語版(英語、ポルトガル語、韓国語、中国語等)も作成すること。 など

4 子ども手当支給に関連する事項について

子ども手当支給と子育て関係費用（保育料・給食費等）との関連についての主な意見等

保育料等の未納対策として、子ども手当の支給額から子育て関係費用に充当できるような仕組みを検討すること、など

- 保育料の滞納の問題は全国の市町村にとって大きな問題であり、当市においても、その額は約1億円に達している。
現在、保育料の滞納処分のために児童手当を差し押さえることは法律で禁止され、子ども手当での法案にも同様の規定が明記されているが、手当の支給方法については各地域の実情に合わせ、柔軟に対応できるように制度設計すべき。
- 現行の児童手当は法により受給権の保護として差押え等ができませんが、子ども手当は、受給者に税金や保育料などの未納がある場合、負担の公平性の観点から未納の税金や保育料等に充当できるようにしていただきたい。
- 子ども手当の創設趣旨が、子育て世帯の負担軽減にあることを鑑みれば、保育所保育料等の未払いが増加している現状において、子ども手当が保育料等の子育て経費に確実に充当される仕組みづくり等の検討も必要であるものとする。また、保育料・給食費等の滞納世帯については、子ども手当受給世帯の同意を得た上で、市町村が徴収すべき子育て関係費用に、子ども手当を直接充当できるような仕組みづくりの検討もお願いしたい。
- 受給者に手当を口座振込とし、本人の申し出があれば、保育料等の支払いに充当してもよいのではと思う。しかし、受給者とのトラブルがないように注意が必要。
- 児童手当の場合、児童手当法第15条により、差押など市にある滞納金への充当はできないが、子ども手当支給となった場合、こどもに係るもの(保育料・給食費)を限定として充当可能となるよう要望する。 など

子ども手当の寄付制度については、天引きする仕組みを設けるとともに、寄付金額について、全額又は単価設定をするなど一定の枠組みを定め、現場の事務負担に配慮すること。

また、当該寄付金は、都市自治体の子育て支援施策の関連予算に充当できるようにすること、など

- 子ども手当を全額、保護者がまず受け取ったあと、別の手続きで寄付をする方法では現状と変わらず、寄付金額を天引きする仕組みを取り入れない限り、子ども手当に寄付制度を設けたことにはならない。
- 市への寄付の希望があった場合、子ども手当から寄付金額をあらかじめ差し引いて支給することができるようにしてほしい。
- 寄付金額については、全額又は単価設定をするなど、一定の枠組みを定め、事務の簡素化にも配慮してほしい。
- 所得制限を設けない代わりに、高額所得者に対してはふるさと納税制度を活用してもらう考え方が示されたが、税控除枠を広げる等、ふるさと納税しやすい制度を整備するとともに、全国一律の制度である以上、国によって制度の周知広報を十分おこなうよう求める。
- 所得制限を設けるかについて議論となった点では、既に実施した定額給付金等と同様であるものとする。定額給付金等において、申請書の送付にあわせてふるさと納税制度等の案内を同封した市町村については、寄附の効果が出ていたようだが、子ども手当は定額給付金等と異なり、子どもが受給対象年齢にある間、継続的に受給できるものであることから、子ども手当受給者が寄附しやすい制度の検討も必要と考える。
- 寄付制度を設けることについては評価できますが、寄付を行う者及び各自治体にとって事務的な負担にならないような仕組みを設けるべきであると考えます。
- 国が寄付制度を創設し、寄付金を各自治体が保育所整備等の予算に充当できるようにしていただきたい。 など

5 平成23年度以降も含め、制度の在り方全般について

主な意見等

1 子ども手当の本格的な制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行い、役割分担を明確にした制度を構築すること。

また、地方の意見を踏まえ、現場に事務負担が生じないよう十分配慮するとともに、システム開発経費をはじめとする事務費や人件費等についても、全額国庫負担とすること、など

- 政府は、当初から全額国庫負担で子ども手当を実施する方針を表明してきており、国が責任をもって実施すべきものである。そのため、平成23年度以降の全額国庫負担の完全実施に向けて、国と地方の十分な協議を行うことを求める。
- 制度設計にあたっては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないよう十分配慮すると共に、子ども手当はもとより、システム開発経費を含む事務費等についても、全額国庫負担とするよう求める。
- 少子化対策は、国の最重要かつ喫緊の課題であるが、地方六団体による「子ども手当の地方負担についての共同声明」にあるように、制度設計にあたっては、地方の意見を十分踏まえて地方に負担を強いることがないようにし、地方と国の役割分担を明確にした制度が実現されるよう求める。
また、鳩山首相が掲げる地方主権理念に基づいて、保育所のような地方が担うサービス給付についてはサービス内容が一定水準確保できるよう、また地域の創意工夫が実現できるよう財源保障を確実におこなうよう求める。
- 子育て支援、少子化対策のためには一時的な制度では意味がないので、継続することが出来る制度であることが望ましい。ただし財源については、公約通り地方負担を求めないようお願いしたい。また児童手当と子ども手当を並立した制度では、手続き等が煩雑化することが想定されるため、制度としては子ども手当一本にしてもらいたい。 など

2 住民や現場に混乱を招くことから、制度変更にあたっては、事前に地方と十分に協議するとともに、住民への周知の徹底を図ること、など

- 制度変更が度々行われると、事務経費の増大、住民等への再度周知などが必要となることから、維持可能な制度設計をお願いしたい。
- 支給事務と受給者の混乱を避けるため、制度変更にあたっては、事前に地方とも十分に協議されたい。 など

3 少子化対策の推進にあたっては、現金給付による経済的支援だけではなく、保育所整備や預かり保育事業などのサービス給付によるワーク・ライフ・バランスに資する支援も充実させること、など

- 国全体として少子化対策を進めていくには、今回の子ども手当のような経済的支援だけでなく、保育施設の整備や夜間の預かり保育等、仕事と子育てを両立させる環境づくりが必要である。
- 少子化対策、子育て支援には、手当てなどの経済的支援に加え、保育施設の整備、夜間預かりなど保育サービスの充実が不可欠である。現金給付は国負担、サービス給付は地方負担を基本に、児童関連施策全体の充実を目指し財源とその役割分担を決定しなければならない。 など